

固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

1 軽減措置の継続

本年1月26日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、令和6年度も継続することを公表した。

2 軽減措置の内容

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積 200 m²までの部分 都市計画税 1 / 2

(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積 400 m²以下の土地のうち 200 m²までの部分

固定資産税・都市計画税 2 割

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

負担水準が 65% を超える商業地等

固定資産税・都市計画税

負担水準が 65% に相当する税額まで軽減

※ 2(1)については、令和6年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出しています。

※ 2(3)については、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、東京都都税条例の改正手続きを行う予定です。